



公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の案を定めたので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に対し意見書を提出することが出来る。

令和8年3月11日

小諸市長 小泉 俊博



1 地域計画（案）を作成した地区

- ・大里地区 ・川辺地区 ・西小諸地区
- ・三岡地区 ・県営浅麓地区 ・北大井地区
- ・南大井地区 ・中央地区

2 縦覧の期間

令和8年3月11日から令和8年3月24日まで

3 縦覧の場所

小諸市役所農林課窓口、小諸市ホームページ

4 意見書の提出

利害関係人は、当該地域計画（案）に対し意見があるときは、別紙様式の意見書を記載の上、縦覧期間満了の日までに小諸市農林課に提出してください。